

北九州市立児童館（39 館）  
指定管理者の募集要項

令和6年8月  
北九州市

# 目次

1	指定管理者制度導入の目的	1
2	公募の概要	1
	(1) 対象施設	1
	(2) 指定期間	1
	(3) 事業規模	1
	(4) 指定管理者の選定	1
	(5) 問い合わせ先	1
3	北九州市立児童館の管理に関する基本的な考え方	1
	(1) 施設の設置目的	1
	(2) コンセプトについて	2
	(3) 方向性（施設の在り方）	2
4	管理・運営対象施設について	2
5	開館時間及び休館日	2
6	業務の内容及び要求水準	2
	(1) 事業に関する業務	2
	(2) 施設の運営に関する業務	2
	(3) 施設の管理に関する業務	3
	(4) その他管理運営に関する業務	3
	(5) 提案事業	3
	(6) 自主事業	3
	(7) 自動販売機の設置	4
7	事業実施に係る標準的な条件（職員体制）	5
8	リスク（責任）分担について	5
9	保険加入について	6
10	経費に関する事項	7
	(1) 管理運営経費（市が見込む経費に含まれるもの）	7
	(2) 指定管理者の収入として見込まれるもの	7
	(3) 指定管理料の支払い	8
	(4) 管理口座	8
	(5) 課税体系について	8
11	募集に関する事項	9
	(1) 募集及び選定のスケジュール	9
	(2) 募集及び選定手続き	10
12	応募に関する事項	11
	(1) 応募要件	11
	(2) 提出書類	12
	(3) 応募に係る費用負担	13
	(4) 留意事項	13
13	審査及び選定に関する事項	13
	(1) 選定方法	13
	(2) 応募者の失格	13

(3) 書類審査.....	14
(4) ヒアリング審査.....	14
(5) 指定管理者候補の選定.....	14
(6) 地元団体の優遇措置.....	14
(8) 選定結果の公表.....	15
14 選定基準.....	15
15 協定に関する事項.....	17
(1) 基本的な考え方.....	17
(2) 主な基本協定内容（予定）.....	17
(3) 協定の締結に際し必要な事項.....	17
(4) 協定が締結できないときの措置.....	17
16 業務を実施するにあたっての留意事項.....	17
(1) 法令等の遵守.....	17
(2) 個人情報の取扱いについて.....	18
(3) 業務の再委託.....	18
(4) 目標設定について.....	18
(5) 指定管理者の経営状況について.....	18
(6) 指定管理業務に係る予算と実績の比較検証について.....	18
17 実績評価.....	18
(1) 評価基準.....	18
(2) 指定管理者による自己評価.....	19
(3) 市による実績評価.....	19
(4) 評価結果の公表.....	19
(5) 改善勧告.....	19
18 その他.....	19
(1) 業務の継続が困難になった場合の措置.....	19
(2) 事務・業務の引継ぎについて.....	19
(3) 指定管理者候補を指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合等の措置..	20
(4) 指定の議決が得られなかった場合等の措置.....	20
(5) 暴力団等の排除措置.....	20
(6) 指定期間終了後について.....	20
(7) 指定期間中の施設廃止について.....	20
(8) 更新制（指定期間の延長）について.....	20
19 参考資料等.....	21

## 1 指定管理者制度導入の目的

「公の施設」の管理運営については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

このたび、令和7年4月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

## 2 公募の概要

### (1) 対象施設

北九州市立児童館（39館）・・・別紙1 施設概要のとおり

### (2) 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）

※ 本施設は、運営実績が優良な事業者の指定期間を5年から10年に延長する「更新制」を導入します。（P20<18（8）更新制（指定期間の延長）について>参照）

### (3) 事業規模

管理運営経費（事業規模）982,055千円

=保護者負担金収入（見込）151,114千円+指定管理料（上限額）830,941千円  
（P7<10 経費に関する事項>参照）

### (4) 指定管理者の選定

指定管理者の選定は、本募集要項に基づき公募を行い、「児童館指定管理者検討会の開催に関する要綱」に基づき開催する検討会において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施します。その後、市は、検討会での検討結果を参考に指定管理者候補を決定します。

選定結果は、応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、北九州市ホームページへの掲載等により公表します。その後、議会の議決を経て、指定管理者として指定します。

### (5) 問い合わせ先

【公募内容に関すること】

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1-1

北九州市 子ども家庭局 子育て支援部 こども若者成育課

電話：093-582-2473 E-mail: kod-seiiku@city.kitakyushu.lg.jp

【制度に関すること】

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1-1

北九州市 財政・変革局 市政変革推進室

電話：093-582-2160 E-mail: zai-henkaku@city.kitakyushu.lg.jp

## 3 北九州市立児童館の管理に関する基本的な考え方

### (1) 施設の設置目的

児童館は、児童福祉法第40条による児童厚生施設です。屋内型の児童厚生施設であり、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする」ものです。館内で登録制の放課後児童クラブも実施しています。

## (2) コンセプトについて

- 児童に健全な遊びを提供する屋内型施設であり、18歳までの児童が自由に来館し、生活することのできる「子どもの居場所」。
- 地域団体と共に児童健全育成に向けた活動を行い、地域交流の場としての機能も果たす施設。
- 小学校の子どもたちが安心して放課後を過ごすことを目的とした、放課後児童クラブ事業の実施や、育児不安のある子育て世帯のための支援事業も行うことのできる、複合機能を備えた施設。

## (3) 方向性（施設の在り方）

各児童館はそれぞれ、2中学校区におおよそ1館の割合で位置し、このため地域児童の身近な遊びの場となることから「子どもの居場所」としての役割が期待される。

また、一部館内に登録制の放課後児童クラブを設置しており、今後も安心・安全な放課後児童健全育成事業の実施施設としての役割が求められる。

## 4 管理・運営対象施設について

別紙1 児童館施設概要 のとおり。

## 5 開館時間及び休館日

別紙1 児童館施設概要 のとおり。休館日や開館時間についても提案してください。

※ ただし、放課後児童クラブ実施館については開館時間の延長、各館のイベント等によっては、休館日の臨時開館を行うことがあります。詳細は、市との協議により決定します。

## 6 業務の内容及び要求水準

主な業務内容は以下のとおりです。市として指定管理者に求める最低限度の要求水準等の詳細については、別紙2「北九州市立児童館業務仕様書」を参照ください。

### (1) 事業に関する業務

- ア 児童館運営のための情報収集、企画業務
- イ 児童館の運営水準の維持向上やレベルアップのための職員研修業務
- ウ 館長会議の開催等各児童館の連絡調整業務
- エ 各児童館の苦情や相談など困難事例に対するスーパーバイザーとしての指導・調整業務
- オ 警備等の一括契約業務
- カ 市の児童館運営方針の推進事業

### (2) 施設の運営に関する業務

- ア 児童館業務
- イ 地域団体・地域ボランティアとの連携
- ウ 放課後児童クラブ運営業務（※別紙3 児童館内放課後児童クラブの運営について）
- エ 親子ふれあいルーム運営や赤ちゃんの駅などの子育て支援業務
- オ 利用状況月例報告、各種調査、照会・回答事務等の庶務事務業務

### (3) 施設の管理に関する業務

- ア 建築物の保守管理業務
- イ 設備の保守管理業務
- ウ 環境維持管理業務
- エ 施設保全業務
- オ 物品管理業務
- カ 危機管理業務
- キ その他児童館の運営に関して必要な業務

### (4) その他管理運営に関する業務

- ア 事業計画書及び収支計画書の提出
- イ 業務報告書（月報）、事業報告書及び収支決算書の提出
- ウ 関係機関との連絡調整
- エ 地域や類似施設との連携に関する業務
- オ 自己評価の実施
- カ 指定期間終了による引継業務

### (5) 提案事業

本市が仕様書に掲げた業務の他に、自らが指定管理業務（行政サービス）として企画する事業を提案することができます。

なお、提案事業が採用された場合は、指定管理料を経費に充て実施できます。※P8<指定管理者が行う事業の分類（種類、経費負担、収入の帰属等）>参照

### (6) 自主事業

指定管理者は、施設の魅力を向上させ、活性化するために、上記「6 業務の内容及び要求水準」に掲げた業務および提案事業とは別に、指定管理業務以外（指定管理料以外の財源を活用）として、自らの責任において「自主事業」を行うことができます。指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ市と協議し必要な許可を得なければなりません。また、自主事業が、施設の利用にふさわしくない場合は許可できません。

事業計画書において提案された自主事業の可否については、市と協定を締結する際に改めて協議するものとします。なお、提案された自主事業が認められない場合に、申請自体を辞退する恐れがあるときは、必ずその旨を事業計画書に明記してください。

自主事業の実施にあたっては、以下の留意事項を踏まえてください。

※P8<指定管理者が行う事業の分類（種類、経費負担、収入の帰属等）>参照

#### 【留意事項】

- ① 設置目的とは、施設の設置・運営に必要な事項に関するものであって、施設所管課において判断する。
- ② 指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ市と協議しその承認を得なければならない。
- ③ 市は、施設の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲であると認められる場合に限り、自主事業の実施を承認する。
- ④ 指定管理者は、自らの責任と費用により、自主事業を実施するものとする。また、自主事業

による収入は指定管理者が収受するものとする。ただし、予め市と指定管理者が合意した場合はこの限りではない。

- ⑤ 自主事業の経理は、指定管理者が実施する他の事業と明確に区分し、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備すること。また、市が必要と認めるときは、その報告や実地調査に誠実に応じること。
- ⑥ 自主事業に要する経費に対し、市が支払う施設の管理に要する経費（指定管理料）を充てることはできない。
- ⑦ 自主事業に係わる施設の利用については、行政財産の目的外使用許可や占用許可等を受け、市に対して支払う使用料や占用料等が発生する場合がある。
- ⑧ 新たな自主事業の実施検討のため、「トライアル事業制度」により試行する場合、選定における審査（評価）の対象としない。

なお、「トライアル事業制度」による実施を検討している自主事業については、あくまで新たな自主事業の実施を検討する試行段階であり、自主事業の正式な実施を提案するものでないことから、本選定における審査の対象としませんので、事業計画書には記載しないでください。

#### 「トライアル事業制度」とは

指定管理者が、新たな自主事業を実施検討するにあたり、集客性や採算性等を確認するための暫定的な施設利用を認める制度。

**対象** 新たに実施を検討する自主事業でトライアル実施する事業

**内容** 施設の使用料（目的外を含む）を全額免除する（※使用申請は必要）

- 条件**
- ・ トライアル実施の期間は、原則として最長1か月とする
  - ・ ※ただし、一定期間の試行が認められる場合、最長3か月での実施が可能
  - ・ 通常の自主事業の実施と同様、事前に市の承認を得る必要がある
  - ・ 正式に事業実施する場合は、別途、事前に市の承認を得る必要がある
  - ・ 同一事業のトライアル実施は、指定期間中1度のみとする

#### (7) 自動販売機の設置

自主事業として、施設に自動販売機（以下「自販機」という。）を設置することができます。施設に自販機を設置する場合は、次の事項を提案書に明記してください。なお、下記の納付金額等は、行政財産に清涼飲料水等自販機を設置する場合のものです。提案された自販機の種類が清涼飲料水等以外の場合、許可申請や下記以外の使用料等が必要となる場合があります。設置する予定の自販機が清涼飲料水等自販機に該当するか否かは、事前に市に確認してください。

また、指定期間開始後に、選定時に提案したもの以外の自販機を設置する場合は、その必要性を含めて市と協議を行うこととします。

#### ※「清涼飲料水等自販機」とは

民間事業者が設置する清涼飲料水、乳酸飲料及び乳飲料の自動販売機（「公募（入札）による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱」第2条）をいう。

#### ア 提案事項

- ① 設置台数
- ② 設置場所
- ③ 収支見込（《様式13》収支計画書（自主事業）に明記）

④ 市に納付する予定金額（(7) のイを参照）

※③④は、自主事業の収支計画書に明記してください

イ 市へ納付する金額

市は、指定管理施設における自販機設置を施設の設置目的内の事業と位置付けるため、使用料は徴収しませんが、行政財産の一部を活用することには変わりはないため、自販機設置事業者から受け取る貸付料等の利益の一部を市に納付してください。

市に納付する金額は、「公募（入札）による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱」に準じ、自販機1台あたり最低貸付料（土地390円/月、建物960円/月）以上の金額とします。

ウ 指定後の自販機設置事業者の選定方法

自販機の設置が自主事業として認められた場合は、公有財産に設置するという観点から、市の「公募（入札）による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱」に準じて自販機の設置を希望する者を募り、そのうち最も高額な貸付料を提示した者を選定する等、競争性を保つ手続きにより設置事業者を選定してください。

なお、上記要綱等のうち、次の応募資格要件については必須としてください。

- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
- 公共の安全及び施設を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

エ 自販機設置に係る経費

自販機の設置は自主事業であるため、光熱水費等、自販機の設置および管理にかかる経費については指定管理者の負担とし、指定管理業務およびその他の自主事業と明確に会計を区分してください。光熱水費についても、自販機に子メーターを設置するなどにより適切に把握し、指定管理料からは支出しないでください。

7 事業実施に係る標準的な条件（職員体制）

別紙2 北九州市立児童館 業務仕様書 のとおり。

8 リスク（責任）分担について

リスク分担の基本的な考え方は、次のとおりです。詳細は、協定の締結を行う際に定めます。

項目	内容	リスク分担	
		市	指定管理者 (応募団体)
応募	応募に関して必要となる費用		○
指定の議決が得られなかった等、協定が締結できなかった場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○
協定は締結できたけれども協定を破棄せざるを得ない場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	



項目	内容	リスク分担	
		市	指定管理者 (応募団体)
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加	○	
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○
	著しい物価の変動に伴う経費の増加	両者の協議	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		○
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や犯罪発生等		○
要求水準の未達成	協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加や指定管理料の減額等		○
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減		○
施設・設備・物品等の損傷	経年劣化によるもので極めて小規模なもの		○※
	経年劣化によるもので上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	上記以外による施設・設備・物品等の損傷	○	
	第三者の行為から生じた極めて小規模なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
	相手方は特定できるが相手方に支払い能力がない場合	両者の協議	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた極めて小規模なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
	相手方は特定できるが相手方に支払い能力がない場合	両者の協議	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○ (市が求償権を行使)
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○ (市が求償権を行使)
	市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○	
	上記以外の場合	両者の協議	
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○
不可抗力	自然災害(地震、台風など)、暴動等による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	両者の協議	

※修繕費は、実績払い(概算払いにより精算を行う経費)とし、指定管理者はその経費の中で対応を行う

## 9 保険加入について

市は「全国市有物件災害共済会建物総合損害共済保険」に加入しています。指定管理者においては、以下の保険に加入してください。

- ① 指定管理者賠償責任保険(地方自治体と指定管理者を被保険者とするもの)
- ② その他、想定される事故等に対応可能な保険

## 10 経費に関する事項

児童館業務については利用料金制を採用しませんが、放課後児童クラブ利用者に対しては、保護者負担金を徴収してください。指定管理者は、放課後児童クラブ利用者が支払う保護者負担金及び市が支払う施設運営に要する経費（以下、「指定管理料」という。）をもって施設を運営します。また、自主事業による収入等についても自らの収入とすることができます。

管理運営経費（事業規模）982,055千円  
=保護者負担金収入（見込み）151,114千円+指定管理料（上限額）830,941千円  
※単年度あたりの金額で、本事業にかかる金額については、非課税とする。

### （1）管理運営経費（市が見込む経費に含まれるもの）

以下の①～⑤の経費をもとに市が想定する管理運営経費の総額は、982,055千円を見込んでいます。

- ①施設の維持管理費、②人件費、③事業費（自主事業を除く）④その他管理運営に関する経費、⑤一般管理費等

なお、「①施設の維持管理費」のうち、修繕費5,000千円は実績払い（概算払いにより精算を行う経費）とし、指定管理者はその経費の中で対応を行っていただきます。

### （2）指定管理者の収入として見込まれるもの

#### ア 指定管理料

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者から応募時に提案された金額をもとに、年度協定を締結する中で市と指定管理者の協議によって決定します。

提案可能な一年間あたりの指定管理料上限額は、「管理運営経費」から、「保護者負担金収入」と「自主事業からの収益還元」を差し引いた額です。

【指定管理料上限額】830,941千円（年間額・非課税）  
※上限額には、毎年度の人件費や物価の変動（上昇率）を見込んでいます。  
（上昇率）人件費8.70%/年平均、物件費4.02%/年平均

なお、指定管理料の提案にあたっては、修繕費5,000千円を計上し、その他経費を含めて上限額の範囲内で自由に提案してください。この修繕費は、実績払い（概算払い）とし、毎年度、精算します。

#### イ 保護者負担金収入（放課後児童クラブ利用者の負担金）

児童館内放課後児童クラブを実施している児童館において、保護者負担金を徴収してください。また、この収入については、指定管理料と併せて、運営経費として指定管理者が事業に支出してかまいません。

項目	収入見込み	備考
放課後児童クラブ保護者負担金	151,114千円	月毎に保護者から徴収

#### ウ 自主事業による収入

管理運営の基準に示す条件のもと、指定管理者は自ら興行の企画・誘致、飲食・物販事業等の自主事業を積極的に行うことにより収入を得ることができます。

ただし、施設の使用にあたっては、自主事業の実施者として利用料金を指定管理者に、または、行政財産の使用にあたっては、所定の手続き後、所定の使用料（目的外使用料）を市に支払うことになります。

### (3) 指定管理料の支払い

支払い方法は、分割によるものとし、その時期や分割方法は協議の上、協定で定めます。

### (4) 管理口座

指定管理業務の実施に係る支出及び収入については、団体自体の会計とは区分し、適切に管理してください。具体的には、必要な帳簿を作成し、団体自体の口座とは別に指定管理業務に係る専用の口座を開設するなどして、透明性の高い会計処理に努めてください。

<指定管理者が行う事業の分類（種類、経費負担、収入の帰属等）>

事業の種類		事業の種類	経費の負担方法	収入の種類	収入の帰属	施設の利用権限
設置目的内	ア. 指定管理業務 (協定書記載業務)  【市が仕様書に掲げた業務】	① 施設の維持管理	指定管理料	収入なし	-	代行管理権
			指定管理料+利用料金			
			利用料金			
		② 施設の運営	指定管理料	使用料	市	
			指定管理料+利用料金	利用料金	指定管理者	
		③ 施設の利用促進のための活動 (PR・営業活動)	指定管理料	収入なし	-	
			指定管理料+利用料金			
		④ イベント、興行等のソフト事業	指定管理料	興行収入又は実費	市	
			指定管理料+利用料金	使用料	市	
			利用料金	興行収入又は実費	市	
利用料金	利用料金			指定管理者		
イ. 指定管理業務 (協定書記載業務)  【提案事業】	⑤ 法上の指定管理業務になり得るもの (協定書記載)	指定管理料	収入なし	-		
		指定管理料+利用料金				
		利用料金				
		指定管理料	収入又は実費	市		
		指定管理料+利用料金	使用料	市		
		利用料金	収入又は実費	市		
			利用料金	利用料金	指定管理者	
		ウ. 非指定管理業務 (協定書記載以外業務)  【自主事業】	⑥ 法上の指定管理業務になり得るもの (協定書記載以外)	自己負担	収入なし	-
収入又は実費	指定管理者 (一利用者・業者)					
利用料金	市					
使用料	市					
エ. 非指定管理業務 (協定書記載以外業務)  【自主事業】	⑦ 法上の指定管理業務になり得ないもの (施設の設置目的等との関係が薄いもの)	自己負担	収入なし	-		
			収入又は実費	指定管理者 (一利用者・業者)		

### (5) 課税体系について

#### ア 消費税

指定管理料の全額が消費税の非課税対象となります。

イ 印紙税（印紙税が必要な場合）

指定管理者が本市に交付する協定書には収入印紙の貼付が必要となります。

※印紙税が必要な場合：ガイドライン P24 「(2) 印紙税について」参照

ウ 事業所税

利用料金制を適用している公の施設の事業については、指定管理者（管理受託者）に事業所税（資産割・従業者割）が課税される場合があります。

本市の場合、事業所税の資産割については、市内の全事業所の合計床面積が800㎡を超えると申告義務が生じ、1,000㎡を超えると課税対象となります。また、従業者割については、市内の全事業所の従業者数が80人を超えると申告義務が生じ、100人を超えると課税対象となります。

しかし、本市においては、利用料金制の適用のある公の施設について、資産割及び従業者割りの全部を申告に基づき減免しています（北九州市市税条例施行規則 10 条 1 項 13 号）。詳しくは担当課（財政・変革局課税第一課）にお尋ねください。

エ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

以下を参考にインボイス制度への対応を行ってください。

【非利用料金制の施設】

収入の種類	インボイスの交付者
使用料	市※
自主事業による収入	指定管理者

※ 本施設では、市に代わり使用料の徴収を行うなどの公金取扱事務においてインボイス対応を行っていただきます。対応方法の詳細（媒介者特例、代理交付、直接交付）は、別途協議により決定します。

## 11 募集に関する事項

### (1) 募集及び選定のスケジュール

ア 募集要項の配布開始	令和6年8月19日（月）
イ 質問の受付（第1回）	令和6年8月19日（月）～8月23日（金）
ウ 募集説明会の開催	令和6年8月26日（月）
エ 質問の受付（第2回）	令和6年8月26日（月）～9月5日（木）
オ 申請意向届出書の提出	令和6年8月26日（水）～9月13日（金）
カ 申請書及び事業計画書の受付	令和6年8月26日（水）～9月20日（金）
キ 審査	
○書面審査	令和6年9月下旬
○ヒアリング	令和6年10月上旬
○検討会	令和6年10月上旬
ク 指定管理者候補の選定	令和6年11月
ケ 選考結果の報告	令和6年11月
コ 仮協定の締結	令和6年12月
サ 指定管理者の指定	令和6年12月議会
シ 指定管理者の指定等の通知	令和6年12月議会後速やかに

(2) 募集及び選定手続き

ア 募集要項の配布

募集要項等の資料については、令和6年8月19日（月）から市ホームページに掲載しますのでダウンロードして使用ください。

イ 質問の受付

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付けます。

○受付期間：令和6年8月19日（月）～8月23日（金）17時まで

○受付方法：所定の質問書《様式1》に記入の上、問い合わせ先までE-mailで提出してください。

電話、訪問、郵送による質問は受け付けません。

○回答方法：令和6年8月28日（水）までに、市ホームページの本募集要項の掲載ページ内に掲載します。

ウ 募集説明会の開催

募集要項等に関する説明会を次のとおり開催します。なお、説明会への参加は、応募要件としませんが、できるだけご参加いただきますようお願いします。

令和6年8月23日（金）17：00までに募集説明会参加申込書兼連絡先届出書《様式2》を問い合わせ先までE-mailで提出してください。

○開催日時：令和6年8月26日（月） 15：00から

○開催場所：72会議室 {北九州市役所 本庁舎7階（小倉北区域内1-1）}

○参加人数：各団体2名以内とします。

※募集要項等、市ホームページに掲載している資料は当日配布しません。

※以後、指定管理者の募集に関し市から連絡する場合は、《様式2》に記載されている連絡先にE-mailで通知します。

エ 質問の受付（第2回）

○受付期間：令和6年8月26日（月）～9月5日（木）17時まで

○受付方法：所定の質問書《様式1》に記入の上、問い合わせ先までE-mailで提出してください。

○回答方法：随時、《様式2》に記載されている連絡先にE-mailで回答します。

なお、応募団体からの質問・回答については、公平性の観点から全ての応募団体に対して内容をお知らせします。

オ 申請意向届出書の提出

応募申請の意向がある事業者は、令和6年9月13日（金）17：00までに申請意向届出書《様式2-2》を問い合わせ先までE-mailで提出してください。

※以後、指定管理者の募集に関し市から連絡する場合は、《様式2-2》に記載されている連絡先にE-mailで通知します。

カ 応募申請書の受付

応募申請書を次のとおり受け付けます（土日祝日は除く）。

○受付期間：令和6年8月26日（月）～9月20日（金）

- 受付時間：8：30～17：00（正午から午後1時を除く）
- 提出場所：北九州市役所 本庁舎11階（小倉北区域内1-1）  
（北九州市 子ども家庭局 こども若者成育課）
- 提出方法：必ず提出場所に持参してください。

#### キ 審査

##### ○書面審査の実施

応募団体により提出された提案書を審査します。

##### ○ヒアリング審査の実施

応募団体へのヒアリング等を実施し、書類審査と併せた結果により、指定管理者候補の選定を行います。

#### ク 指定管理者候補の選定

市は、指定管理者検討会の検討結果を参考に、指定管理者候補を選定します。

#### ケ 選考結果の報告

選定検討会を受け、選考した結果については、応募団体（共同事業体については代表団体）へ郵送にて報告します。

#### コ 仮協定の締結

市は指定管理者候補と事前準備等についての協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。

#### サ 指定管理者の指定

市は、北九州市議会（令和6年12月議会予定）の議決後に、指定管理者候補を指定管理者として指定します。

#### シ 指定管理者の指定（もしくは、指定されなかったこと）についての通知

指定されたこと（もしくは、指定されなかったこと）については、応募団体（共同事業体については代表団体）へ郵送にて通知します。

#### ス 基本協定の締結

議会の議決を受けて、市は指定管理者と基本協定を締結します。なお指定期間中は会計年度ごとに、別途年度協定を締結します。

## 12 応募に関する事項

### （1）応募要件

応募要件は、以下のとおりです。

- ① 法人、その他の団体であること。（個人による応募は不可）
- ② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有すること。
- ③ 申請意向届出書を提出していること。（共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。）

※複数の団体により構成するグループによる応募について

グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。

なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。

- ④ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

## (2) 提出書類

応募に際し、以下の書類を提出してください。なお、提出書類の規格は、指定された様式や既存のパンフレット等を除き、A4判縦（片面印刷）、綴しろ余白20mm程度を確保するよう統一して作成してください。

### ア 申請書 各1部

- ① 指定管理者応募申請書 《様式3-1》
- ② 委任状 《様式3-2》 ※準市内団体として応募する場合のみ  
なお、共同事業体で応募する場合は、次の書類も提出してください。
- ③ 指定管理者資格確認申込書 《様式4》
- ④ 「児童館の指定管理者募集」に係る共同事業体協定書《様式5》
- ⑤ 委任状 《様式6》

### イ 団体に関する書類 正本各1部 副本各10部

- ① 団体の事業概要書 《様式7》
- ② 団体の代表及び役員名簿 《様式8》
- ③ 団体の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- ④ 法人にあっては登記簿謄本  
その他団体にあっては、法人の登記簿謄本の記載事項を明らかにする資料
- ⑤ 申請書を提出する日の属する事業年度の予算書及び事業計画書
- ⑥ 過去2年分の納税証明書（法人税、市税、消費税及び地方消費税）  
（なお、法人・団体の設立が令和6年度の場合は、提出不要です。）

#### ■市税について

北九州市内に本社、支社、営業所等の事業所がある場合は、本市で発行される「市税に滞納がないことの証明」を提出してください。なお、市外に本社がある場合は、本社所在地の市区町村等で発行される納税証明書を提出してください。

※ 北九州市税を納付して間もない（約2週間）場合は、納付の確認ができないことがあるので、最新の市税の領収証書、振替記入済の通帳又は振替済通知書等を持参してください。

#### ■法人税、消費税、地方消費税について

納税地を所管する税務署において発行される「納税証明書（その1）」を提出してください。

- ⑦ 直近2年間の決算書（貸借対照表及び損益計算書等）及び事業報告書  
（なお、法人・団体の設立が令和6年度の場合は、提出不要です。）
- ⑧ 類似施設の運営実績を記載した書類（様式任意）
- ⑨ 法人市民税確定申告書（第二十号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第二十号の三様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）  
※準市内団体として応募する場合のみ

ウ 提案書 10部

- ① 提案概要 《様式 9》
- ② 提案書表紙 《様式 10》
- ③ 事業計画書 《様式 11》
- ④ 収支計画書 《様式 12》
- ⑤ 収支計画書（自主事業） 《様式 13》
- ⑥ 人員配置計画表 《様式 14》

※詳細については、別紙（「作成要領」及び）「応募書類様式集」を参照ください。

※提案書の作成にあたっては、必要に応じて図式を挿入する等、書類を一読して計画内容が十分に理解できるよう、記載してください。なお、《様式 11》～《様式 13》については、合計 30 枚 [A4 判縦 (片面印刷)、綴しろ余白 20mm 程度を確保] を上限とします。

エ CD-R(W) 1枚 (《様式 7》～《様式 14》のデータが入ったもの)

オ 提出書類一覧表《様式 15》1部

(3) 応募に係る費用負担

応募に関して必要となる費用は応募する法人・団体の負担とします。

(4) 留意事項

- ① 応募者は、申請書の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。
- ② 受付期限を過ぎた場合、提出された書類の内容変更及び書類の追加はできません。(軽微な修正を除く)
- ③ 提出された書類は理由の如何に係わらず、すべて返却いたしません。
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑤ 応募一団体（グループ）につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。
- ⑥ 単独で応募した団体が別の共同事業体の構成団体となること、また、1つの団体が複数の共同事業体において同時に構成団体となることはできません。
- ⑦ 団体の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。ただし、提案内容の公表その他本市が必要と認める場合には、本市は、提出された書類の全部又は一部を無償で使用します。また、提出された書類は、北九州市情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き公開します。
- ⑧ 指定管理者検討会における採点結果、会議録等指定管理者の指定に関する情報は、選定された団体、選定されなかった団体を問わず、公表します。
- ⑨ 応募書類提出後に辞退する場合は、書面（様式任意）を提出してください。

13 審査及び選定に関する事項

(1) 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討します。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定します。

(2) 応募者の失格

応募団体が以下のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加者資格）の規定に該当する場合。



- ② 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している場合。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員、および暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係にある場合（従業員を含む）。
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っている場合。
- ⑤ 本市から指名停止措置を受けている場合。
- ⑥ 本市と現在係争中の場合。
- ⑦ 本市及びその他の地方公共団体から指定取消処分を受けた法人・団体で、処分から2年を経過していない場合。
- ⑧ 指定管理者候補の選定に関して、自己の有利になる目的のため、検討会の構成員及び所管局への接触等の働きかけを行った場合。
- ⑨ 他の団体の応募を妨害した場合
- ⑩ 応募に関して、応募者の不正な行為が明らかになった場合。
- ※ 上記失格事由への該当の有無について、関係する官公署に照会を行うことがあります。
- ※ 審査の結果、管理運営能力が明らかに欠けていると判断される場合や、提案額が指定管理料の上限額を上回っている場合は、他の項目の評価を待たずに失格となります。

### (3) 書類審査

#### ア 実施方法

応募団体により提出された提案書を検討会の意見を参考に審査します。

#### イ 審査内容

選定基準に基づき、事業計画書をもとに検討会の意見を参考に審査します。

### (4) ヒアリング審査

提案書の内容や団体の経営状況などについてのヒアリングを実施します。

※日時、場所、内容などについては、E-mailでご連絡します。

### (5) 指定管理者候補の選定

市は、検討会の検討結果を参考に、指定管理者候補を決定します。

### (6) 地元団体の優遇措置

本市では、地域経済活性化を目的として、地元団体に対し、本選考時の総合得点に下記優遇措置を設けています。

なお、共同事業体等、グループでの応募の場合、代表団体の本社及び支店等の状況から判断いたします。

区 分	基 準	最終審査時における優遇措置の内容
市内団体	本社又は本店が市内にある団体	総合得点に5点加算する。
準市内団体	市内にある支店、営業所等の長等に基本協定締結等に関する権限を委任しており、法人市民税	総合得点に3点加算する。

区 分	基 準	最終審査時における優遇措置の内容
	の均等割の課税対象※となっている団体	

※法人市民税確定申告書(第二十号様式)又は市町村民税の均等割申告書(第二十号の三様式)の写し(提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの)によって確認ができることが加点の要件となります。

#### (7) 不適切な事業者への対応措置

本市では、指定管理者の不正行為などを抑止し、公の施設の管理者として適切に管理運営いただくことを図るため、対応措置を設けています。

令和6年度に実施した指定管理者評価(次回選定に向けての多段階評価)において、ランクが「D」または「E」の事業者に対し、本選考時に下記対応措置を行います。

なお、対応措置は、その事業者(指定管理者)が努力が必要である(ランクが「D」または「E」)と評価を受けた施設に関する選考に限り適用されます。

評価結果	選定時の審査
D評価(50~59点)	総合得点から10点減点する。
E評価(50点未満)	総合得点から15点減点する。

#### (8) 選定結果の公表

選定結果については、議会に提供するとともに市のホームページ上において公表します。公表内容は、原則として、応募団体数及び団体名(及び共同事業者の場合は、各構成団体名)、選定方法、検討会構成員、選定基準及び配点、審査結果(各応募団体の得点)、評価、団体の提案概要、会議録等です。

### 14 選定基準

選定に当たっては、下記の選定基準に基づき、審査を行います。なお、審査にあたっては、「管理運営事業計画の適確性」の提案を特に重視します。

また選定基準のうち、「1(1)施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針」や「1(2)安定的な人的基盤や財政基盤」、「2(4)収支計画の妥当性及び実現可能性」や「2(6)平等利用、安全対策、危機管理体制など」は、最低限満たしておくべき条件であり、この項目が一定のレベルに達していないと市が判断する場合は、落選となる場合があります。

選定基準	選定のポイント	配点
1 指定管理者としての適性		15
(1) 施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針	○市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営(指定管理業務)に対する理念や基本方針を持っているか。	5
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	○長期間安定的な管理運営(指定管理業務)を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。	5
(3) 実績や経験など	○同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ○施設の管理運営(指定管理業務)に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。	5

選定基準	選定のポイント	配点
	○複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。	
2 管理運営計画の適確性		9 5
	【有効性】	4 0
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み	○施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ○施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ※利用促進を目的としている施設の場合 ○施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。 ※複数の施設を一括して管理する場合 ○施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。	3 0
(2) 利用者の満足向上	○利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ○利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ○利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ○利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ○その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。	1 0
	【効率性】	2 5
(3) 指定管理料及び収入	○指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 ○収入が最大限確保される提案であるか。 ○市に対して収益の一部を納付する提案があるか。	1 5
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	○収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ○経費の配分は適切であるか。 ○積算根拠は明確であるか。 ○再委託が適切な水準で行われているか。	1 0
	【適正性】	3 0
(5) 管理運営体制など	○施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。 ○職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 ○地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。	1 0
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	○施設の利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。 ○利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。 ○日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。 ○防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。	1 0
(7) 社会貢献・地域貢献	<社会貢献の視点> ○高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。 ○労働環境の向上への取り組みが考えられているか。 ○SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。 <地域貢献の視点> ○地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。 ○地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。 ○市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。	1 0

## 15 協定に関する事項

### (1) 基本的な考え方

市は、検討会の検討結果を参考に決定した指定管理者候補との協議成立後に必要に応じて仮協定を締結します。その後、市議会の議決を経て、指定管理者候補を指定管理者として指定するとともに、指定期間中の包括的な事項を定める基本協定を締結します。また、各年度の実施事項を定める年度協定を別途締結します。

### (2) 主な基本協定内容（予定）

- ① 指定期間に関する事項
- ② 利用の許可等に関する事項
- ③ 業務の範囲や実施条件に関する事項
- ④ 利用料金及び減免の取扱いに関する事項
- ⑤ 市が支払う経費に関する事項
- ⑥ 施設内の物品の帰属及び管理に関する事項
- ⑦ モニタリング及び事業報告に関する事項
- ⑧ 指定期間終了後の引継ぎに関する事項
- ⑨ 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- ⑩ 個人情報の保護に関する事項
- ⑪ リスク分担に関する事項
- ⑫ ネーミングライツに関する事項
- ⑬ その他市長が必要と認める事項

### (3) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し、必要な事項については、市と指定管理者が協議の上、定めることとします。また、協定書に定めのない事項、または協定書の内容に疑義が生じた場合は、市と指定管理者との間で協議します。

### (4) 協定が締結できないときの措置

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

なお、管理運営の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- ② 財務状況の悪化などにより、管理業務の履行が確実にないと認められるとき
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

## 16 業務を実施するにあたっての留意事項

### (1) 法令等の遵守

児童館の管理運営にあたっては、次に掲げる法令等を遵守し適正な管理に努めてください。

- ① 地方自治法
- ② 労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令
- ③ 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例、同施行規則
- ④ 施設維持、設備保守点検に関する法規
- ⑤ その他関連法規

なお、法令遵守について確認するため、市は適宜モニタリングを実施します。また、専門家（社会保険労務士等）による審査を行うことがあります。

## （２）個人情報の取扱いについて

指定管理者の業務に係る個人情報保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が適用されます。本法律の趣旨を理解し、個人情報の適正な管理を行ってください。

## （３）業務の再委託

指定管理者は、事業に係る業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、企画立案、事業運営等、指定管理業務の基幹的業務以外の、清掃や警備、設備の保守点検など維持管理業務及びその他の事業の一部について、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。

なお、地域経済活性化の観点から、業務を再委託する場合は地元企業に優先的に発注してください。ただし、

- ・ 地元企業に履行可能な業者がない
- ・ 地元企業に限定することで、履行可能な業者が限られ競争性がない

等の一定の理由がある場合は、地元企業優先発注の例外とし、市外企業に発注することを認めます。

## （４）目標設定について

要求水準等を参考の上、提案書様式11において、数値目標を掲げてください。なお、この目標値は評価の際に必ず達成度合いを確認するとともに、達成した場合、達成しなかった場合、いずれにおいても原因・要因分析を行います。ただし、数値目標を単に達成すれば高い評価を得られるというのではなく、目標の内容や目標のレベル等を勘案の上、評価することとなります。

## （５）指定管理者の経営状況について

指定管理者の経営状況を把握するため、決算終了後、決算書等（貸借対照表及び損益計算書等）団体の経営状況を確認できる書類を提出してください。

## （６）指定管理業務に係る予算と実績の比較検証について

指定管理料の水準等を把握するため、応募時に提出した収支計画書を基に、毎年度終了後、指定管理業務に係る予算と実績を比較検証し、その増減理由については、事業報告書の料金収入の実績及び管理経費等の収支状況（収支決算書）等に明記してください。

# 17 実績評価

## （１）評価基準

指定管理開始後の事業実績の評価については、選定当時の選定基準及び事業計画書（応募時に提案された計画書）などをもとに、主に次の観点から評価基準を作成し、市および指定管理者は評価を行います。

- ① 市民サービスの向上、利用促進等が十分図られたか。
- ② 経費の低減の効果があったか。
- ③ 施設の効用を最大限発揮し、住民福祉の増進を目的とする公の施設に相応しい管理・運営が行われたか。

## (2) 指定管理者による自己評価

指定管理者は、協定書や事業計画書等に沿った実施実績や課題分析等について自己点検を行い、毎年度終了後30日以内（4月末まで）に事業報告書を作成し市に提出します。

## (3) 市による実績評価

主に次の方法により、市が北九州市指定管理者の評価に関する検討会議の意見を参考に、公正かつ適正に評価を行います。

- ① 施設を利用する市民等の評価（利用者アンケートの内容）
- ② 指定管理者による自己評価（事業報告書の内容）
- ③ 市が実施する施設の維持管理及び経理事務処理に関するモニタリングの結果

## (4) 評価結果の公表

市は、上記の評価基準及び評価方法に基づき、年度ごとに評価を行います。市の評価結果については、毎年度終了後の8月末までに、市のホームページ上において公表します。公表する内容は、施設名称、指定管理者名、評価基準、評価結果の4つです。また、指定管理者による自己評価の結果（事業報告書）についても、あわせて公表することとします。

## (5) 改善勧告

事業の評価に基づき、業務の改善が必要な場合は、北九州市においても調査を行い、協議の上、指定管理者に対して、改善勧告を行います。

また勧告によっても改善がみられない場合は、指定期間中であってもその指定を停止し、又は取り消すことがあります。

## 18 その他

### (1) 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりです。

#### ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、市は指定の取消をすることができるものとします。その場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

#### イ 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力その他、市及び指定管理者いずれの責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否について両方で協議を行うものとします。協議の結果、業務の継続が困難と判断した場合、市はその指定を取り消すことができるものとします。

### (2) 事務・業務の引継ぎについて

指定管理者候補とは、仮協定締結以降、令和7年4月の業務開始に向けて、随時、協議や事務引継ぎを行っていきます。なお、その経費については指定管理者の負担とします。

なお、指定期間の終了もしくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、

円滑かつ支障なく指定管理業務を遂行できるように引継ぎを行うものとしします。

(3) 指定管理者候補を指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合等の措置

議決を得るまでの間、指定管理者候補の辞退や、指定管理者候補を指定管理者として指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたなど、議会の議決(判断)によらない事由により、指定管理者候補が不在となる場合には、候補とならなかったものから候補を繰り上げ、指定管理者候補となる場合があります。

(4) 指定の議決が得られなかった場合等の措置

市議会での議決が得られない場合、又は議決を得るまでの間に、指定管理者候補を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、仮協定を解除し、当該候補を指定管理者に指定しません。

なお、指定管理者候補が応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用については、一切補償しません。

(5) 暴力団等の排除措置

選定結果通知後、応募団体(従業員含む)が、暴力団等である又は関わり合いがあると判明した場合、以下の措置をとります。

- ・ 指定管理者として指定する前(指定管理者候補)…指定管理者の指定は行いません。
- ・ 指定管理者として指定した後…指定を取り消します。

(6) 指定期間終了後について

指定期間終了にともない、次の指定管理者候補を選定する際には公募を行います。

(7) 指定期間中の施設廃止について

本募集要項では、指定期間を5年と定めていますが、市側のやむを得ない事情により、指定期間の途中で指定管理施設の一部又は全部を廃止せざるを得ない場合があります。

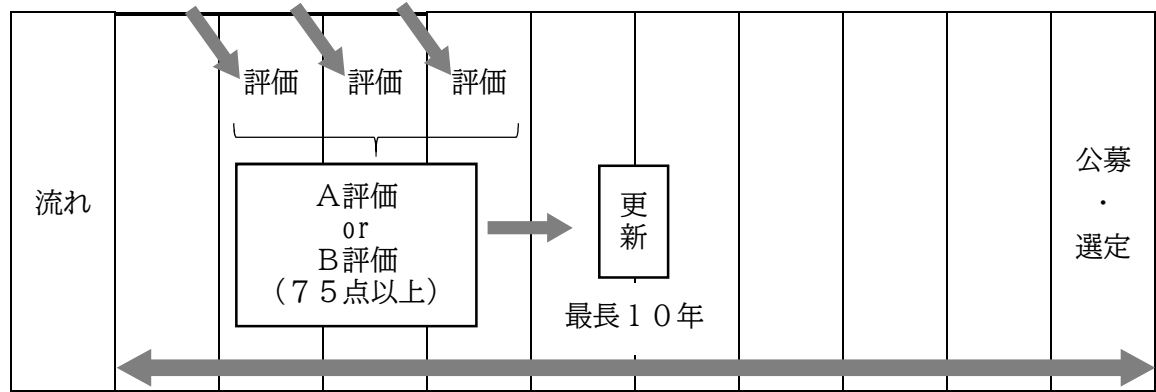
その場合の指定管理料の減額等の具体的な対応については、基本協定書に基づき、指定管理者と市が協議を行い決定します。

(8) 更新制(指定期間の延長)について

毎年度、市が実施する実績評価の結果において、指定期間1～3年目の3年間の平均得点が、75点(B評価)以上の事業者で、管理運営の継続を希望する者については、議会の議決を経た上で、1期に限り指定の更新(指定期間5年の延長)を行うことを可能とします。

更新を行うかは、指定期間4年目における3年目の実績評価後に行い、延長する期間(6～10年目)の指定管理料は、直近の物価変動などを参考に協議の上決定します。

指定 期間	現指定期間					更新後の指定期間				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目



## 19 参考資料等

- (1) 別紙1 施設概要
- (2) 別紙2 北九州市立児童館 業務仕様書
- (3) 別紙3 児童館内放課後児童クラブの運営について
- (4) 別紙4 児童館利用者数
- (5) 別紙5 北九州市児童館運営要綱
- (6) 別紙6 北九州市放課後児童クラブ事業実施要綱



## 児童館施設概要

区	館名	所在地	施設概要				開館時間（開設時間）		休館日 (年末、 年始以外)	令和6年度 学童登録 児童数	親子ふれ あいルー ム実施
			敷地面積	延床面積	構造・規模	竣工	から	まで			
門司	風師児童館	風師三丁目9-18	739.63	298.03	RC造2階建	H6.5	標準		標準	8 ※R6未廃止	○
	大里児童館	中二十町5-25	498.50	337.41	RC造2階建	H13.4	延長		標準	89	—
	大里西児童館	東馬寄2-13	1,003.78	298.22	RC造2階建	S55.4	延長		標準	50	—
	大里東児童館	大里東一丁目8-31	363.96	353.97	RC造3階建	S53.11	9:30	17:30	標準	—	—
小倉北	到津児童館	上到津一丁目3-10	696.78	297.40	RC造2階建	H4.3	延長		標準	81	—
	三郎丸児童館	三郎丸3-4-2	502.10	319.09	RC造2階建	H12.3	延長		標準	106	—
	中島児童館	昭和町16-2	1,201.97	340.55	RC造2階建の1階一部	H13.3	延長		標準	42	○
	長浜児童館	長浜町2-22	576.24	388.92	RC造2階建	H21.4	標準		標準	46 ※R6未廃止	—
	南小倉児童館	新高田一丁目10-3	1,916.50	360.00	RC造4階建の3階の一部	H11.4	延長		標準	68	—
	下富野児童館	下富野五丁目17-17	362.79	314.75	RC造2階建	S62.3	10:00	18:00	標準	—	—
	山田児童館	高尾一丁目5-27	1,161.85	386.40	RC造2階建	S53.10	9:30	17:30	標準	—	—
	貴船児童館	東篠崎一丁目20-8	983.30	372.31	RC造4階建の2階	S54.6	9:30	17:30	標準	—	—
	新政町児童館	片野五丁目9-15	689.88	259.40	RC造2階建の一部	S53.3	9:30	17:30	標準	—	○
小倉南	葛原児童館	葛原本町三丁目6-12	574.68	298.52	RC造2階建	S54.3	延長		標準	129	○
	若園児童館	若園二丁目16-32	259.83	346.61	RC造2階建	H14.4	延長		標準	110	—
	南曾根児童館	朽網西三丁目6-40	699.73	298.22	RC造2階建	S55.4	延長		標準	49	—
	徳力児童館	南方二丁目11-18	1,351.14	297.67	RC造2階建	S57.4	延長		標準	55	○
	横代児童館	横代北町四丁目11-23	790.44	377.16	RC造2階建/軽量鉄骨造1階建	S58.3	延長		標準	103	—
	菅生児童館	徳吉西二丁目5-1	734.17	299.50	RC造2階建	S60.3	延長		標準	69	—
	蛭田児童館	横代東町二丁目1-1	1,137.46	338.87	RC造3階建の2階	S55.4	9:30	17:30	標準	—	—
	徳力南児童館	徳力六丁目3-1	946.01	412.20	RC造4階建の2階	S57.8	注参照		標準	—	—
	北方児童館	北方三丁目40-1	864.16	329.75	RC造2階建の一部	S63.7	注参照		注参照	—	—
若松	深町児童館	深町一丁目2-14	1,206.61	297.09	鉄骨造2階建	S54.2	延長		標準	40	—
	藤ノ木児童館	赤島町20-13	663.92	341.76	RC造2階建の1階の一部	H9.3	延長		標準	32	—
	高塔児童館	白山一丁目16-11	364.84	299.38	RC造2階建	S60.3	標準		標準	—	—
	高須児童館	高須東四丁目13-18	610.48	314.50	RC造2階建	H3.3	標準		標準	—	○

## 別紙 1

区	館名	所在地	施設概要				開館時間（開設時間）		休館日 (年末、 年始以外)	令和6年度 学童登録 児童数	親子ふれ あいルー ム実施
			敷地面積	延床面積	構造・規模	竣工	から	まで			
八幡東	枝光児童館	日の出一丁目14-1	885.46	357.19	RC造2階建	H15.4	延長	標準	58	—	
	西本町児童館	西本町四丁目15-21	598.58	297.67	RC造2階建	S59.3	延長	標準	92	—	
八幡西	黒崎児童館	南八千代町13-16	909.77	299.39	RC造2階建	S57.4	延長	標準	91	—	
	浅川児童館	浅川日の峯二丁目1-9	1,713.27	450.79	RC造2階建/軽量鉄骨造1階	S54.3	延長	標準	204	—	
	折尾児童館	則松二丁目9-20	985.49	444.89	鉄骨造1階建	H21.4	延長	標準	135	—	
	永犬丸児童館	八枝三丁目7-13	737.02	298.22	RC造2階建	S55.4	延長	標準	197	—	
	〃 八枝分館	八枝4-5-1		99.37	木造1階建	H21.3					
	小嶺児童館	小嶺二丁目3-22	768.14	386.00	RC造2階建	S55.4	延長	標準	54	○	
	香月児童館	香月中央一丁目7-1	721.63	316.97	RC造2階建の1階	H2.6	延長	標準	98	—	
	穴生児童館	穴生一丁目14-13	673.57	297.67	RC造2階建	S58.3	延長	標準	102	—	
楠橋児童館	真名子一丁目15-1	737.81	375.25	RC造2階建	S53.10	注参照	標準	—	○		
戸畑	牧山児童館	丸町二丁目15-63	6,268.46	383.50	RC造2階建の1階の一部	H21.4	延長	標準	74	—	
	夜宮児童館	夜宮三丁目5-1	700.11	297.58	RC造2階建	S54.2	延長	標準	38	○	
	中原児童館	中原西三丁目8-14	519.71	297.67	RC造2階建	S59.3	延長	標準	57	—	

## \* 休館日

年末・年始、日曜日、祝祭日

## \* 開館時間（開設時間）

標準：平日 10:30～17:00

学校休業日 9:00～17:00

延長：平日 10:30～19:00

学校休業日 8:00～19:00

## \* 注

徳力南児童館 開館時間：9:30～17:30、9:00～17:00（土曜日）

北方児童館 開館時間：10:00～18:00（4月～10月）、9:00～17:00（11月～3月）

楠橋児童館 開館時間：9:30～17:30、9:00～17:00（学校休業日）

## 北九州市立児童館 業務仕様書

児童館の目的に沿って、以下の活動・業務を行う。

### (1)施設の統括管理業務

- ア 時代に即応したソフト面の充実のための情報収集、企画業務
- イ 児童厚生員の資質向上のため、児童の健全育成等に関する研修を実施する。
- ウ 館長会議の開催など各児童館の連携調整業務  
館長会議の開催、児童館が合同して参加する行事の実施、地域における組織活動との連携や児童の権利擁護のための取り組みなどを行う。
- エ 各児童館の苦情や相談など困難事例に対するスーパーバイザーとしての指導・調整業務。各児童館では対応できない苦情や処遇困難な相談について、各児童館を指導し、必要に応じ直接対応を行う。
- オ 警備等の一括契約業務  
児童館の警備・清掃・事故等に対応する保険に関する契約、消防設備の保守点検に関する業務を行う。
- カ 市の児童館運営方針の推進業務

### (2)事業に関する業務

- ア 一般来館者に対する業務  
一般来館者に対して、個別あるいは集団の遊びの指導・安全管理を行う。
- イ 放課後児童クラブ業務  
低学年の留守家庭児童に限らず、希望する全ての児童を受け入れられるよう対応する。  
※「児童館内放課後児童クラブについて」、「北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」、「北九州市放課後児童クラブ事業実施要綱」及び「北九州市放課後児童クラブ事業実施要領」を参照
- ウ 親子ふれあいルームや赤ちゃんの駅など、子育て支援業務
  - ① 親子ふれあいルーム  
乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談ができる場を提供する。
  - ② 赤ちゃんの駅  
乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やオムツ替えができる施設として、原則全ての児童館が「赤ちゃんの駅」に引き続き指定されるよう、体制を整備する。

③ その他

育児教室、親子体操教室など、育児家庭の子育て支援を行う。

エ 母親クラブ等との連携

母親クラブや地域の関係団体と連携し、児童館まつり等の行事や子育て支援活動を行う。

オ クラブ活動

卓球、ドッジビー、一輪車、絵画等、子どものクラブ活動の指導を行う。

カ 行事活動

子どもの日、七夕、クリスマス、餅つき、ひなまつり等の行事活動を行う。

キ 合同行事

卓球大会、キャンプ、ハイキング、合同作品展等により各児童館相互の交流を図る。

ク 相談業務

児童及び保護者等からの相談に応じ、学校等関係機関との連携を図る。

### (3)施設の運営に関する業務

ア 職員体制

① 館長 1館に1人を配置すること。(児童館に常駐する必要はない)

② 児童厚生員(児童の遊びを指導する者)は、「北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」により、次のいずれかの資格を有する者を1館に2人以上配置すること。

〈1〉児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

〈2〉保育士の資格を有する者

〈3〉社会福祉士の資格を有する者

〈4〉高校学校等を卒業し、2年以上児童福祉事業に従事した者

〈5〉幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者

〈6〉大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する過程を修めて卒業した者等で市長が適当と認めた者

③ 体力増進指導員

体力増進指導に関し知識技能を有する者を配置すること。(児童館に常駐する必要はない)

④ 児童館内放課後児童クラブ指導員

〈1〉支援の単位(クラス)ごとに2人以上の放課後児童支援員を配置すること。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者)をもってこれに代えることが

できる。

〈2〉登録児童数が20人未満のクラブでは、児童厚生員は放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員を兼ねることができる。

〈3〉放課後児童支援員とは、「北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」第11条第3項に定めるものをいう。

〈4〉障がい児を受入れた場合

市の障がい児受入れ加算に応じて専任の指導員を配置すること。

※ 指導員は12時30分から19時まで（休憩1時間 実働5.5時間）を正規の勤務時間とするもの。（なお、児童の来館状況及び開設時間により、指定管理者の判断で勤務時間帯を変更することもできる。）

#### (4)施設の管理に関する業務

ア 施設、付属設備等の保全に関する業務

① 専有部分及び共有部分における建築物について、仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持する。

② 建築設備は、日常点検、各種法令に基づく法定点検、定期点検等を行い、初期の性能を維持する。

③ 軽微な修繕業務

④ 備品の保守管理

⑤ 消耗品の保守管理

消耗品については、施設の運営に支障をきたさないよう、必要な消耗品を指定管理者が適宜購入し、適正な管理を行う。

※ なお、建築物において劣化箇所や要修繕箇所を確認した場合は、速やかに市と協議し、その都度対応することとする。

イ 敷地及び施設の環境整備事業等

① 施設の維持保全、付属設備及び消火器具、非常灯等の保守点検を行う。

② 敷地内の遊具の保安全管理、植栽の手入れ、庭木の剪定、草刈等、管理を行う。

ウ 建物及び敷地内の清掃業務

エ その他児童館の運営に関して必要な業務

① 避難訓練等の実施

不慮の災害に備えるため、火災及び地震の際の避難訓練や消火訓練を実施する。

② マニュアルの作成

火災や地震等の災害時における対応やそれぞれの役割分担等を定めた災害対応マニュアルを策定する。

③ 防火管理者の選定

防火管理者を定め、担当業務を遂行する。また、自衛組織を結成し防火・防災に努める。なお、施設内は全館禁煙とする。

**(5)その他の業務**

ア 事業計画書及び収支予算書の作成

- 前年度3月1日までに当該年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、市に提出する。

イ 事業報告書及び収支決算書の作成

- 毎年4月30日までに前年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、市に提出する。

ウ 自己評価の実施

- 毎年4月30日までに前年度の自己評価を実施し、結果を市に提出する。

エ 指定期間終了にあたっての引継ぎ事務

- 指定管理者は指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑に児童館の業務を遂行できるように、引継ぎを行う。
- 指定管理者選定時は指定管理希望者に対して必要な情報提供を行う。

オ その他児童館の運営に関して必要な業務

- ① 職員ローテーションの調整や実習生の受入れなどの将来の人材育成など。
- ② 利用状況の例月報告、各種調査、照会、回答事務
  - ・ 当該月の利用状況の報告を市に行う。
  - ・ 随時、市から求められる調査・照会に対し回答する。

## 児童館内放課後児童クラブの運営について

北九州市児童館運営要綱第 5 条第 6 号の規定及び放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、次のとおり児童館内放課後児童クラブを実施する。

放課後児童クラブの対象は、希望する全ての小学生児童であり、放課後児童クラブは、放課後の安心・安全な居場所として提供するものである。

さらに、障がい児を持つ家庭の子育てを支援するため、障がい児の受け入れを促進する。

### 1 放課後児童クラブ実施児童館

大里児童館、大里西児童館、到津児童館、三郎丸児童館、中島児童館、南小倉児童館、葛原児童館、若園児童館、南曾根児童館、徳力児童館、横代児童館、菅生児童館、深町児童館、藤ノ木児童館、枝光児童館、西本町児童館、黒崎児童館、浅川児童館、折尾児童館、永犬丸児童館、小嶺児童館、香月児童館、穴生児童館、牧山児童館、夜宮児童館、中原児童館の 26 館

### 2 対象児童

対象となる児童は、希望する全ての小学生児童（「全児童」という。）とする。

### 3 定 員

定員は特に定めない。

### 4 開設時間及び休館日

(1) 通常館については、次のとおりとする。

- ① 開館時間 平 常 日 午前 10 : 30 ~ 午後 5 : 00  
学校休業日 午前 9 : 00 ~ 午後 5 : 00
- ② 休 館 日 日曜日・祝祭日・年末年始

(2) 放課後児童クラブ実施館については、次のとおりとする。

- ① 開設時間 平 常 日 午前 10 : 30 ~ 午後 7 : 00  
学校休業日 午前 8 : 00 ~ 午後 7 : 00
- ② 休 館 日 日曜日・祝祭日・年末年始

※ 学校休業日とは、夏期、冬期及び春期の学校長期休業期間、新学期の入学式の日までの間、土曜日及び学校行事等による振替休業日をいう。

### 5 保護者負担金

(1) 金額

- ① 月額 5,500 円とする。
- ② 延長希望については、18 : 30 までの延長であれば別途金額 1,000 円、19 : 00 までの延長であれば別途金額 1,500 円とする。
- ③ 長期休暇のみの利用を希望する児童については、利用額 5,500～16,500 円の範囲内とする（延長希望については、別途金額 1,500～4,500 円）。
- ③ 行事等参加の経費については、原則としてその都度実費を徴収する。

(2) 保護者負担金の日割計算

月の中途入退会や欠席等の場合においても、原則として保護者負担金の日割計算は行わず、1ヶ月分の保護者負担金を徴収する。したがって、保護者への返金を行わない。

## 6 障がい児の受入れについて

(1) 基本的な考え方

障がい児の家庭の子育てを支援するため、障がい児の受入れを行う。

(2) 障がい児受入れの判断基準

- ① 対象児童  
対象は、身辺自立と自力の登下校ができる程度の児童とする。
- ② 一応の目安
  - ア 一定の意思交換ができ、ある程度の身辺自立と自力での登下校（保護者等の介助も含む）ができること。
  - イ 児童館内放課後児童クラブの全体活動に参加でき、放課後児童クラブにある程度馴染むことができること。



## ◇ 利用データ

## (1) 児童館利用者数 [令和5年度]

(単位:人)

館名	幼児	小学生			中学生	高校生	成人	計	月平均利用者数
		一般	クラブ	計					
藤ノ木	343	1,583	5,923	7,506	25	2	466	8,342	695.2
香月	182	1,683	13,389	15,072	64	0	412	15,730	1310.8
長浜	169	69	6,633	6,702	1	0	229	7,101	591.8
若園	337	3,322	14,295	17,617	237	25	351	18,567	1547.3
風師	505	1,285	1,183	2,468	74	16	554	3,617	301.4
三郎丸	140	268	13,578	13,846	2	0	135	14,123	1176.9
牧山	277	765	12,656	13,421	38	1	303	14,040	1170.0
折尾	302	724	21,078	21,802	34	14	404	22,556	1879.7
大里	317	589	13,906	14,495	33	7	327	15,179	1264.9
枝光	114	466	5,207	5,673	0	7	123	5,917	493.1
中島	377	338	5,820	6,158	13	1	391	6,940	578.3
南小倉	81	96	11,173	11,269	2	2	68	11,422	951.8
到津	417	924	14,986	15,910	59	21	456	16,863	1405.3
葛原	507	465	21,349	21,814	22	3	681	23,027	1918.9
深町	128	2,727	5,232	7,959	91	51	273	8,502	708.5
浅川	160	156	28,102	28,258	2	7	164	28,591	2382.6
夜宮	515	622	6,715	7,337	6	2	512	8,372	697.7
大里西	213	1,499	7,322	8,821	71	58	223	9,386	782.2
南曾根	439	1,453	8,250	9,703	108	8	527	10,785	898.8
八枝分館	0	0	7,061	7,061	0	0	0	7,061	588.4
永犬丸	231	521	19,028	19,549	118	6	475	20,379	1698.3
小嶺	259	836	8,986	9,822	15	0	291	10,387	865.6
徳力	215	413	7,445	7,858	38	0	209	8,320	693.3
黒崎	96	572	13,034	13,606	0	0	208	13,910	1159.2
横代	487	1,245	16,278	17,523	11	0	555	18,576	1548.0
穴生	300	1,168	14,961	16,129	89	28	655	17,201	1433.4
西本町	293	953	14,457	15,410	30	5	406	16,144	1345.3
中原	99	1,618	9,906	11,524	14	3	131	11,771	980.9
菅生	288	3,437	9,055	12,492	24	14	878	13,696	1141.3
高塔	201	995	6,608	7,603	90	3	294	8,191	682.6
高須	1,144	3,273	0	3,273	276	56	1,298	6,047	503.9
大里東	58	3,955	0	3,955	752	84	1,134	5,983	498.6
下富野	294	4,256	0	4,256	1,801	73	3,703	10,127	843.9
新政町	329	4,309	0	4,309	504	267	3,582	8,991	749.3
貴船	209	3,637	0	3,637	289	8	493	4,636	386.3
山田	230	4,342	0	4,342	1,374	170	281	6,397	533.1
北方	549	6,338	0	6,338	947	37	1,551	9,422	785.2
徳力南	315	4,558	0	4,558	1,119	241	2,525	8,758	729.8
蟻田	204	5,786	0	5,786	760	81	480	7,311	609.3
楠橋	391	3,473	0	3,473	221	91	527	4,703	391.9
合計	11,715	74,719	343,616	418,335	9,354	1,392	26,275	467,071	998.0

## 北九州市児童館運営要綱

## (目的)

第1条 この要綱に定める児童館は、児童福祉法に基づき設置された児童厚生施設であり、地域の児童に健全な遊びを与えることによって、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、児童健全育成のため子ども会、母親クラブ等の地域における組織活動の助長を図ることを目的とする。

## (設置主体および運営主体)

第2条 児童館は、市が設置し、その運営及び管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に管理委託する。

## (児童館運営委員会)

第3条 児童館の適切な運営を図るため、地域において児童館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を組織し、その意見を聴くものとする。

2 運営委員会は、地元校区の青少年育成団体等の関係者をもって構成する。

## (児童館の利用)

第4条 児童館を利用できるのは、18歳未満の児童とする。ただし、館長が児童健全育成活動のため適当と認めた者も利用することができる。

## (業務)

第5条 児童館は、地域の実情に応じて次の業務を行う。

- (1) 子育て家庭の支援活動
- (2) 一般児童に対する健全な遊びの指導
- (3) クラブ活動の実施
- (4) 子ども会等の組織活動
- (5) 成人を対象にした児童問題の研究
- (6) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施
- (7) 子どもを指導する指導者の養成
- (8) その他の児童の健全育成に関すること

## (職員)

第6条 児童館に、館長1名及び児童厚生員2名を置く。

2 館長は、児童の教育又は養育に知識と経験を有し、かつ、児童福祉に熱意ある者のうちから、児童館運営委員会の意見を聞き、指定管理者が任命する。

3 児童厚生員は北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第55条第2項に規定する者のうちから、指定管理者が任命する。

## (開館時間及び休館日)

第7条 児童館の開館時間は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 平日 午前10時30分から午後5時まで

(2) 学校休業日 午前9時から午後5時まで

2 児童館の休館日は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 1月1日、同月2日、同月3日、12月29日、同月30日及び同月31日

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

## (運営費)

第8条 児童館の運営に要する諸経費は、予算の範囲内において市が負担する。

改正 平成7年4月1日

改正 平成15年4月1日

改正 平成18年4月1日

改正 平成25年4月1日

## 北九州市放課後児童クラブ事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 北九州市（以下「市」という。）が実施主体となる、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業を、北九州市放課後児童クラブ事業（以下「事業」という。）とする。

2 事業については、法及び北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第52号。以下「条例」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第2条 事業は、小学校に就学している児童に対し、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ることを目的とする。

## (運営主体)

第3条 市は、公益法人その他の市長が適当と認める公共的団体に、その運営を委託（児童館の指定管理者を含む。）することとする。

2 委託団体の長又は運営委員会を組織する場合はその運営委員会の長（以下「運営委員長等」という。）は、責任をもって、放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の適正な運営を図るものとする。

## (対象)

第4条 対象児童は、小学校に就学している児童（その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童及びその他放課後児童クラブの利用を希望する児童）とする。ただし、著しく心身に障害のある児童及び病気療養中等の児童を除く。

## (開所日)

第5条 開所日は、原則として毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、年末年始、その他必要と認める日は除く。

## (開所時間)

第6条 開所時間は、次の各号のとおりとする。ただし、開所時間の延長に努めるものとする。

- (1) 小学校の授業の休業日は、原則として1日8時間以上開所するものとし、終了時間を午後7時以降まで開所するよう努めるものとする。
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日は、概ね授業の終了後から午後7時以降まで開所するよう努めるものとする。

## (施設)

第7条 事業を行う施設は、条例第10条に定める設備に関する基準を有する公共施設及び市長が適当と認めるその他民間施設のうち市長が定めるものとする。

## (指導員)

第8条 運営委員長等は、事業を利用している児童（以下「利用者」という。）の支援に従事する職員として指導員を雇用する。指導員は、条例第11条に定める放課後児童支援員及び補助員とする。

（指導内容）

第9条 クラブにおいては、第2条に定める事業の目的が果たせるよう、遊びの指導や、生活指導、学習指導を行うものとする。

（入会の手続き）

第10条 クラブに入会を希望する児童の保護者は、所定の申請書を、各クラブの運営委員長等に提出する。

2 所定の申請書が提出された場合、運営委員長等は運営委員会の意見を徴し、入会を決定する。

（費用負担）

第11条 保護者は運営委員長等が定める日までに、運営委員長等が定める金額を納入しなければならない。

2 前項の運営委員長等が定める金額については、市が定める金額を参考に、クラブの運営状況を踏まえて定めるものとする。ただし、負担困難な者については減免することができる。

（費用助成）

第11条の2 市は、別に定めるところにより保護者に対して前条にかかる費用負担の助成を行うことができる。

（備付帳簿）

第12条 クラブは、次の帳簿を備えておかななければならない。

- (1) 児童台帳
- (2) 出席簿
- (3) 経理簿

（資料の提出）

第13条 市長は事業の合理的運営に資するため、運営委員長等から事業の概要及び実績等につき、必要な資料の提出を求め、運営状況を調査し、又は報告を徴することができる。

（個人情報の管理）

第14条 クラブは、この事業の運営に係る個人情報の取り扱いについては、十分に配慮しなければならない。

（関係機関との連携）

第15条 クラブは、学校、地域の医療・保健・福祉等の関係機関、地域の関係組織、児童関連施設等との連携を図るよう努めるものとする。

（保護者等との連携）

第16条 クラブは、その運営の状況について、保護者や地域等に積極的に情報提供を行

い、保護者等との信頼関係を構築することとする。

(安全管理)

第17条 クラブは、利用者の事故等の防止と対応、衛生管理、防災・防犯対策など安全管理に努めなければならない。

(指導員の研修)

第18条 市は、利用者の安全管理、生活指導、遊びの指導等について、指導員の計画的な研修を実施するよう努めるものとする。

(暴力団員等の排除)

第19条 第3条第1項に定める運営主体は、条例第9条に定める各号に該当してはならない。

(苦情への対応)

第20条 クラブは、保護者等の苦情に適切に対応するため、苦情解決の責任者、受付担当者を定め、保護者等に対して周知するものとする。

(委託契約・委託料)

第21条 市長は、第3条第1項に定める運営主体と委託契約を締結の上、委託料を支払うものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども家庭局長がこれを定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 学童保育事業運営要綱（昭和40年4月1日実施）は廃止する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年10月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。